

京都市上下水道事業管理規程第7号

下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するに伴う措置に関する規程を廃止する規程を次のように制定する。

平成16年3月31日

京都市上下水道事業管理者

吉 村 憲 次

下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するに伴う措置に関する
規程を廃止する規程

下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するに伴う措置に関する規程は、
廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(下水道局総務部庶務課)